

平成24年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(法人名: 日本中央競馬会)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
ラップ計測装置業務請負 一式	契約等担当職 日本中央競馬会競馬学校副校長 柿田清彦 千葉県白井市根835-1	平成23年12月21日	㈱山口シネマ(東京都中央区新川2-9-1)	競馬事業の公正及び中立性を確保するため。(日本中央競馬会会計規程第31条)	-	4,392,000		-	機器更新時には競争契約により実施する。	更新の際移行	
美浦トレーニング・センター各種有線テレビ放送業務 一式	契約等担当職 日本中央競馬会美浦トレーニング・センター副場長 臼田雅弘 茨城県稲敷郡美浦村大字美駒2500-2	平成23年12月8日	㈱山口シネマ(東京都中央区新川2-9-1)	競馬事業の公正及び中立性を確保するため。(日本中央競馬会会計規程第31条)	-	3,240,000		-	機器更新時には競争契約により実施する。	更新の際移行	
複合投票用端末機借上 一式	契約等担当職 日本中央競馬会お客様事業部事業総務課長 加藤弘 東京都港区西新橋1-1-19	平成23年8月31日	JRAシステムサービス㈱(東京都江東区永代1-14-5)	技術的な理由から契約相手が特定されることにより、契約の目的又は性格が競争に適さないため。(日本中央競馬会会計規程第31条)	-	1,024,476		7人	本契約は再リース契約であり、引き続き使用することが経費面において有利である。なお、機器更新時には競争契約により調達する予定である。	更新の際移行	
複合投票用端末機借上 一式	契約等担当職 日本中央競馬会お客様事業部事業総務課長 加藤弘 東京都港区西新橋1-1-19	平成23年8月31日	JRAシステムサービス㈱(東京都江東区永代1-14-5)	技術的な理由から契約相手が特定されることにより、契約の目的又は性格が競争に適さないため。(日本中央競馬会会計規程第31条)	-	853,752		7人	本契約は再リース契約であり、引き続き使用することが経費面において有利である。なお、機器更新時には競争契約により調達する予定である。	更新の際移行	
複合投票用端末機借上 一式	契約等担当職 日本中央競馬会お客様事業部事業総務課長 加藤弘 東京都港区西新橋1-1-19	平成23年8月31日	JRAシステムサービス㈱(東京都江東区永代1-14-5)	技術的な理由から契約相手が特定されることにより、契約の目的又は性格が競争に適さないため。(日本中央競馬会会計規程第31条)	-	1,365,996		7人	本契約は再リース契約であり、引き続き使用することが経費面において有利である。なお、機器更新時には競争契約により調達する予定である。	更新の際移行	
複合投票用端末機借上 一式	契約等担当職 日本中央競馬会お客様事業部事業総務課長 加藤弘 東京都港区西新橋1-1-19	平成23年8月31日	JRAシステムサービス㈱(東京都江東区永代1-14-5)	技術的な理由から契約相手が特定されることにより、契約の目的又は性格が競争に適さないため。(日本中央競馬会会計規程第31条)	-	1,365,984		7人	本契約は再リース契約であり、引き続き使用することが経費面において有利である。なお、機器更新時には競争契約により調達する予定である。	更新の際移行	

中京RCターフビジョン借上 一式	契約等担当職 日本中央競馬会お客様事業部 事業総務課長 加藤弘 東京都港区西新橋1-1- 19	平成23年10月14日	JRAシステムサービス ㈱(東京都江東区永代 1-14-5)	技術的な理由から契約 相手が特定されること により、契約の目的又 は性格が競争に適さな いため。(日本中央競 馬会会計規程第31条)	-	1,891,968		7人	本契約は再リース契約であり、 引き続き使用することが経費面 において有利である。なお、機器 更新時には競争契約により調達 する予定である。	更新の際移行	
小倉RC大型ディスプレイ装置借 上 一式	契約等担当職 日本中央競馬会お客様事業部 事業総務課長 加藤弘 東京都港区西新橋1-1- 19	平成23年11月9日	JRAシステムサービス ㈱(東京都江東区永代 1-14-5)	技術的な理由から契約 相手が特定されること により、契約の目的又 は性格が競争に適さな いため。(日本中央競 馬会会計規程第31条)	-	1,548,900		7人	本契約は再リース契約であり、 引き続き使用することが経費面 において有利である。なお、機器 更新時には競争契約により調達 する予定である。	更新の際移行	
東京RC大型映像装置借上 一式	契約等担当職 日本中央競馬会お客様事業部 事業総務課長 加藤弘 東京都港区西新橋1-1- 19	平成23年8月19日	JRAシステムサービス ㈱(東京都江東区永代 1-14-5)	技術的な理由から契約 相手が特定されること により、契約の目的又 は性格が競争に適さな いため。(日本中央競 馬会会計規程第31条)	-	3,278,232		7人	本契約は再リース契約であり、 引き続き使用することが経費面 において有利である。なお、機器 更新時には競争契約により調達 する予定である。	更新の際移行	
中山RC大型映像装置借上 一式	契約等担当職 日本中央競馬会お客様事業部 事業総務課長 加藤弘 東京都港区西新橋1-1- 19	平成23年8月19日	JRAシステムサービス ㈱(東京都江東区永代 1-14-5)	技術的な理由から契約 相手が特定されること により、契約の目的又 は性格が競争に適さな いため。(日本中央競 馬会会計規程第31条)	-	1,885,032		7人	本契約は再リース契約であり、 引き続き使用することが経費面 において有利である。なお、機器 更新時には競争契約により調達 する予定である。	更新の際移行	
京都RC大型映像装置借上 一式	契約等担当職 日本中央競馬会お客様事業部 事業総務課長 加藤弘 東京都港区西新橋1-1- 19	平成23年8月19日	JRAシステムサービス ㈱(東京都江東区永代 1-14-5)	技術的な理由から契約 相手が特定されること により、契約の目的又 は性格が競争に適さな いため。(日本中央競 馬会会計規程第31条)	-	3,364,092		7人	本契約は再リース契約であり、 引き続き使用することが経費面 において有利である。なお、機器 更新時には競争契約により調達 する予定である。	更新の際移行	
総合計算センター映像伝送シ ステム機器借上 一式	契約等担当職 日本中央競馬会お客様事業部 事業総務課長 加藤弘 東京都港区西新橋1-1- 19	平成23年10月14日	JRAシステムサービス ㈱(東京都江東区永代 1-14-5)	技術的な理由から契約 相手が特定されること により、契約の目的又 は性格が競争に適さな いため。(日本中央競 馬会会計規程第31条)	-	1,013,304		7人	本契約は再リース契約であり、 引き続き使用することが経費面 において有利である。なお、機器 更新時には競争契約により調達 する予定である。	更新の際移行	
関西映像センター映像伝送シ ステム機器借上 一式	契約等担当職 日本中央競馬会お客様事業部 事業総務課長 加藤弘 東京都港区西新橋1-1- 19	平成23年10月14日	JRAシステムサービス ㈱(東京都江東区永代 1-14-5)	技術的な理由から契約 相手が特定されること により、契約の目的又 は性格が競争に適さな いため。(日本中央競 馬会会計規程第31条)	-	1,007,628		7人	本契約は再リース契約であり、 引き続き使用することが経費面 において有利である。なお、機器 更新時には競争契約により調達 する予定である。	更新の際移行	

W札幌A館映像伝送システム機器借上 一式	契約等担当職 日本中央競馬会お客様事業部事業総務課長 加藤弘 東京都港区西新橋1-1-19	平成23年10月14日	JRAシステムサービス ㈱(東京都江東区永代1-14-5)	技術的な理由から契約相手が特定されることにより、契約の目的又は性格が競争に適さないため。(日本中央競馬会会計規程第31条)	—	1,016,664		7人	本契約は再リース契約であり、引き続き使用することが経費面において有利である。なお、機器更新時には競争契約により調達する予定である。	更新の際移行	
W後楽園映像伝送システム機器借上 一式	契約等担当職 日本中央競馬会お客様事業部事業総務課長 加藤弘 東京都港区西新橋1-1-19	平成23年10月14日	JRAシステムサービス ㈱(東京都江東区永代1-14-5)	技術的な理由から契約相手が特定されることにより、契約の目的又は性格が競争に適さないため。(日本中央競馬会会計規程第31条)	—	1,016,664		7人	本契約は再リース契約であり、引き続き使用することが経費面において有利である。なお、機器更新時には競争契約により調達する予定である。	更新の際移行	
W津軽映像伝送システム機器借上 一式	契約等担当職 日本中央競馬会お客様事業部事業総務課長 加藤弘 東京都港区西新橋1-1-19	平成23年4月20日	JRAシステムサービス ㈱(東京都江東区永代1-14-5)	技術的な理由から契約相手が特定されることにより、契約の目的又は性格が競争に適さないため。(日本中央競馬会会計規程第31条)	—	970,560		7人	本契約は再リース契約であり、引き続き使用することが経費面において有利である。なお、機器更新時には競争契約により調達する予定である。	更新の際移行	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象としている。
2. 本表は、平成23年度に締結した契約のうち、平成24年度以降に競争性のある契約への移行予定のものについて、当該契約ごとに記載している。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載している。
4. 「移行困難な事由」欄は、平成23年度に競争性のある契約に移行できなかった事由を記載することとし、「移行予定年限」欄は、平成24年度以降の具体的な移行予定年限(例:更新の際)を記載している。